



ペットは正しく飼いましょう



犬を飼うときは



犬を飼い始めたら、役場で犬の登録をしましょう。

犬を飼い始めたら、飼い主には犬を登録する義務が生じます（登録手数料3,000円）。登録の際に交付された鑑札は、犬の首輪に着けるようにしてください。

また、登録内容に変更があった場合や、犬が死んだ場合は役場での変更（死亡）手続きが必要です。

狂犬病予防注射は毎年必ず受けましょう。

生後91日以上の犬は年に1度、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。町内での集合注射で接種できなかった場合は、島外の動物病院等で接種するようお願いします。島外で予防注射をした場合は、病院から発行される狂犬病予防注射済証を持参のうえ、役場環境整備課にて注射済票交付の手続きを行ってください（交付手数料550円）。



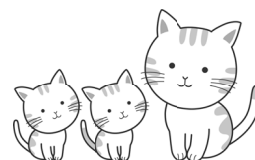
猫を飼うときは



自分で管理できる範囲で飼いましょう。

周囲に悪臭（糞尿被害等）による迷惑をかけないように、屋内での飼育をお願いします。複数の猫を飼うときは自分でしっかり管理できる頭数を維持できるよう避妊去勢手術を行い、モラルとルールを守って飼いましょう。

避妊去勢手術は年に1回町内において実施しています。実施時期や料金は広報等であらためてお知らせしますのでご確認ください。

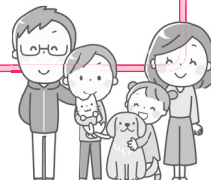


無責任な餌やりはやめましょう。

猫は繁殖力が旺盛で、年平均3回の発情期があり平均5匹の子猫を生みます。その猫たちも半年過ぎで子供を産むことが可能となりますので、放っておくと爆発的に増えてしまいます。

餌だけを与え続けると猫の集まり場所となり、猫が繁殖し更に野良猫が増えてしまうほか、糞尿や毛などによる臭気被害や衛生問題等、周囲に迷惑をかけてしまうことになります。

犬や猫は私たちの日常生活で癒しや安らぎを与えてくれ、家族と同じように生活をしている家庭も多く、大切な存在となっています。しかし、最近では全国的にもペットに関して周辺へ大きな迷惑をかけているケースが珍しくありません。ペットを飼われている方はルールとマナーを守り、最後まで責任を持って適切に飼いましょう。



西ノ島町役場 環境整備課 電話：6-1748 / 隠岐保健所（島前） 電話：7-8121

プレミアム付商品券「2019 わがところ商品券」 取扱加盟店（事業所）二次募集について

広報6月号でもご案内しております、プレミアム付商品券「2019 わがところ商品券」の取扱加盟店（事業所）の二次募集をします。

概 要	
1. 対 象	西ノ島町内で事業を営む全ての事業所（公共施設等は除く） 【例】小売業、建築（設）業、宿泊業、飲食業、理美容業、運送業など
2. 募 集 期 間	令和元年 8月1日（木）～ 9月30日（月） 期日までに申込された加盟店について、「商品券取扱加盟店」として広報11月号に掲載いたします。
3. 申 込 方 法	「商品券取扱加盟店（事業所）申込書」に記入・押印。 （申込書は役場健康福祉課、別府支所、西ノ島町商工会にあります。） 振込先口座の確認のため通帳の写しが必要となりますので、 通帳をご持参ください。
4. 申込書提出先	西ノ島町役場 健康福祉課、別府支所 西ノ島町商工会
5. 登 録 料	無 料



なお、2019 わがところ商品券の概要については、広報7月号（16ページ）をご覧ください。

【お問い合わせ先】西ノ島町役場 健康福祉課 電話：6-0104

後期高齢者医療に係る医療費通知の送付について

島根県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ、医療費通知を送付することにしております。

確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

送付対象者	後期高齢者医療の被保険者全員
発送時期（予定）	第1回：令和元年8月中旬 （平成30年11月～平成31年4月診療分） 第2回：令和2年1月中旬 （令和元年5月～10月診療分）



※令和元年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。

※療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）について、療養費通知を確定申告に使用される場合は、令和元年5月、9月送付分と令和2年1月送付予定分をあわせて使用してください。なお、令和元年10月～12月施術分については施術所が発行する領収書が必要です。

※国民健康保険の方の医療費通知は、2月中旬に送付予定です。